

笠選管告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、笠岡市条例改正請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和5年7月10日

笠岡市選挙管理委員会

委員長 長安 政雄

- 縦覧の期間 令和5年7月11日から同年7月17日まで（7日間）
時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧の場所 笠岡市笠岡1872番地の19
笠岡市役所分庁第4 1階
笠岡市選挙管理委員会事務局